

東京海洋大学練習船汐路丸教育関係共同利用規則

平成23年10月19日 海洋大規第44号

改正 平成29年3月7日 海洋大規第104号

(趣旨)

第1条 この規則は、東京海洋大学学則(平成16年海洋大規第100号)第13条第2項の規定に基づき、東京海洋大学練習船汐路丸(以下「汐路丸」という。)の教育に係る共同利用(以下「教育関係共同利用」)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「教育関係共同利用」とは、東京海洋大学(以下「本学」という。)以外の大学、短期大学又は高等専門学校(以下「大学等」という。)の教育課程上の実習等を行うため、当該大学等の学生が汐路丸を利用することをいう。

(教育関係共同利用運営協議会)

第3条 共同利用の実施に関する重要事項を審議するため、東京海洋大学練習船汐路丸教育関係共同利用運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(教育関係共同利用の公募及び決定)

第4条 東京海洋大学海洋工学部(以下「海洋工学部」という。)は、適切な時期に次年度の教育関係共同利用について公募を行うものとする。

2 教育関係共同利用を行う大学等の決定については、前項の公募により応募のあった大学等のうちから協議会が選考し、海洋工学部教授会の議を経て、海洋工学部長が決定するものとする。

(実習等の実施)

第5条 教育関係共同利用に参加する学生への実習等の指導については、本学の教員及び汐路丸の職員並びに第2条に規定する大学等の教員が行うものとする。

(損害賠償)

第6条 教育関係共同利用により汐路丸を使用する大学等は、その責に帰すべき事由により、練習船の設備及び備品等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 本学は、その責に帰さない事由により、教育関係共同利用に参加した大学等の学生及び教員に事故が発生したときは、その賠償の責を負わない。

(事務)

第7条 汐路丸の教育関係共同利用に関する事務は、越中島地区事務室において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、教育関係共同利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年10月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。